

別記様式第5号（第7条関係）

道の駅おんねゆ温泉施設団体利用等に係る利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 様

住 所
申請者 団 体 名
代表者氏名
電 話 ()
F A X ()

北見市道の駅おんねゆ温泉管理規則第7条第1項の規定により、次のとおり利用料金の減免を受けたいので申請します。

利用施設名	山の水族館	果夢林ワールド	クラフト体験工房
利 用 日 時	年 月 日 : ~ :	年 月 日 : ~ :	年 月 日 : ~ :
利 用 人 数	一 般 人 小中学生 人 未就学児 人	一 般 人 小中学生 人 未就学児 人	人
利 用 目 的			
減 免 区 分 (裏面記載の減免基準に該当する区分を記入)			

※指定管理者記入欄

利 用 料 金	一 般 円 小中学生 円	一 般 円 小中学生 円	円
---------	-----------------	-----------------	---

【減免基準】

区分	基準	減免額
ア	北見市内の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（中学校までに準ずる）が行う行事に利用する場合	免除
イ	北見市内の保育所及び認定こども園が行う行事に利用する場合	免除
ウ	北見市内の保育事業施設及び認可外保育施設が行う行事に利用する場合	免除
エ	北見市内の児童福祉施設が行う行事に利用する場合	免除
オ	北見市内の高等学校、特別支援学校（高等学校に準ずる）、大学、専修学校、各種学校並びに北海道立北見高等技術専門学院が主催する競技会、研修会、講習会等(市又は北見市教育委員会が後援するものに限る。)に利用する場合	減額
カ	北見市内の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護老人保健施設、障害者支援施設が行う行事に利用する場合	減額
キ	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けた者(介助者を含む。)とその関係者で構成する団体が利用する場合	減額
ク	20人以上の団体が利用する場合	減額
ケ	その他市長が特に必要と認めた場合	別途

※次のいずれかに該当する場合は、減免基準を適用しません。

- (1) 市から臨時的に補助金等の交付を受けた競技会、研修会、講習会、行事等を利用する場合
- (2) 国又は地方公共団体が利用する場合
- (3) 営利を目的として利用する場合

※減額する場合の利用料金

施設名		利用料金	
山の水族館		一般	630円
		小・中学生	280円
果夢林の館	果夢林ワールド	一般	260円
		小・中学生	110円
	クラフト体験工房		300円